

藤沢市少年の森再整備基本方針及び基本構想策定支援業務委託
公募型プロポーザル実施要領

目次

1	趣旨	2
2	委託業務の概要	2
3	受託候補者の選定方法	2
4	公募選定事務局	3
5	参加資格等	3
6	スケジュール	4
7	本プロポーザル実施の流れ	4
8	優先交渉事業者決定後の手続等	9
9	留意事項等	10
10	その他（様式等）	11
	様式1 参加表明書	12
	様式2 法人概要書	13
	様式3 業務受託実績書	14
	様式4 参加表明に係る誓約書	15
	様式5 質問書	16
	様式6 企画提案書提出届	17
	別 表 藤沢市少年の森再整備基本方針及び基本構想策定支援業務受託事業者候補の選定に係る審査評価基準表	18

1 趣旨

本実施要領は、藤沢市北部地域の活性化に資する施設となるよう藤沢市少年の森の再整備を行うに当たり、再整備の基本方針及び基本構想の策定を支援する業務の最適な受託事業者の候補を公募型プロポーザル方式により選定するための手続等について必要な事項を定めるものです。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名称

藤沢市少年の森再整備基本方針及び基本構想策定支援業務委託

(2) 委託期間

契約締結の日から2024年（令和6年）12月31日まで

(3) 業務の内容

別紙1「藤沢市少年の森再整備基本方針及び基本構想策定支援業務委託仕様書」
(以下「業務委託仕様書」といいます。) のとおり

(4) 予算上限額

次の表のとおり

年度	金額
令和5年度	7, 920, 000円
令和6年度	7, 898, 000円
合計	15, 818, 000円

ア 金額には消費税及び地方消費税相当額を含みます。

イ 各年度及び合計いずれかの予算上限額を超える提案は、受付できません。

ウ 表に示す金額は、総額及び各年度に割り振った予算上限額の範囲内で本業務についての提案を募集するもので、契約締結の予定金額ではありません。

エ 契約の際に総額及び各年度の支払限度額を決定します。

オ 本プロポーザルの実施は、令和5年度予算案が藤沢市議会において議決されることが条件となります。

(5) 支払い条件

年度ごとの業務完了後支払い

3 受託候補者の選定方法

本委託業務の受託候補者の選定は、公募型プロポーザル方式により行います。この

方式は、本委託業務の受託を希望する事業者を公募し、応募事業者から提出される書類のほか、プレゼンテーション及びヒアリング等を実施することにより応募事業者の適性及び能力について審査して、最適な候補者を選定するものです。

4 公募選定事務局

本プロポーザルを実施する「公募選定事務局」は、次のとおりです。

名 称	藤沢市子ども青少年部青少年課
住 所	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1
所 在	藤沢市役所本庁舎3階
電 話	0466(50)8251
FAX	0466(50)8434
メール	fj-seisho@city.fujisawa.lg.jp

5 参加資格等

本プロポーザルに参加できる事業者は、実施要領等の公表・配布開始の日において次の欠格事項のいずれにも該当しない法人等に限ります。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続をしている法人等
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続をしている法人等
- (3) 法人税、法人住民税及び法人事業税、消費税及び地方消費税、所得税並びに藤沢市に事業所を有する場合には、当該事業所の用に供している資産に係る固定資産税を滞納している法人等、正当な理由なくこれらの税に係る申告を行っていない法人等又は正当な理由なく個人住民税の特別徴収を行っていない法人等
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定（一般競争入札の参加資格がない者）に該当する法人等
- (5) 次に掲げる法人等
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
 - イ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある法人等
 - ウ 暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を役員に含む法人等
 - キ 藤沢市暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第5項に掲げる暴力団経営支配法人となっている法人等
 - カ 「かながわ電子入札共同システム」による令和3・4年度競争入札資格名簿に登載されているが、本実施要領等の公表・配布開始日において藤沢市競争入札参

加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けている法人等

- キ 「かながわ電子入札共同システム」による令和3・4年度競争入札資格名簿に登載されていないが、本実施要領等の公表・配布開始日において藤沢市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置と同等の措置を国や他の地方公共団体等から受けている法人等
- ク 業務委託仕様書の「7 資格条件」に示す要件を満たさない法人等

6 スケジュール

受託事業者候補の選定スケジュールは、次のとおりです。なお、プレゼンテーション・ヒアリング等の日程が都合により変更となる場合は、公募選定事務局から提案事業者へ個別に連絡するものとします。

△	内容	期間等（2023年（令和5年））
(1)	実施要領等の公表・配布期間	2月6日(月)～2月21日(火)
(2)	参加表明書等の提出期間	2月6日(月)～2月21日(火)
(3)	質問書の提出期間	2月6日(月)～2月21日(火)
(4)	質問に対する回答	2月28日(火)まで（市HPにて）
(5)	企画提案書等の提出期間	2月27日(月)～3月10日(金)
(6)	プレゼンテーション・ヒアリング	3月22日(水)（予定）1参加者40分程度
(7)	選考結果の通知	3月30日(木)ごろ

7 本プロポーザル実施の流れ

（1）実施要領等の公表・配布

実施要領等の公表・配布は次のとおり行います。

ア 配布資料

- （ア）藤沢市少年の森再整備基本方針及び基本構想策定支援業務委託公募型プロポーザル実施要領（本書）
- （イ）参加表明書（様式1）
- （ウ）法人概要書（様式2）
- （エ）業務受託実績書（様式3）
- （オ）参加表明に係る誓約書（様式4）
- （カ）質問書（様式5）
- （キ）企画提案書提出届（様式6）
- （ク）藤沢市少年の森再整備基本方針及び基本構想策定支援業務委託仕様書（別紙）

1)

- (ヶ) 藤沢市少年の森再整備基本方針及び基本構想策定支援業務委託公募型プロポーザルに係る企画提案書等作成要領（別紙2）
- (ｺ) 藤沢市北部地域公有地（現藤沢市少年の森）有効活用に係るサウンディング型市場調査事業の概要（参考資料1）
- (ｻ) 令和4年9月藤沢市議会定例会（9月16日）議事録（参考資料2）
- (ｼ) 令和4年12月藤沢市議会定例会子ども文教常任委員会資料「少年の森再整備の方向性について」（参考資料3）

イ 配布方法

書面での実施要領等の配布は、土日祝日を除き、2023年（令和5年）2月6日（月）から2月21日（火）までの午前8時30分から午後5時15分まで公募選定事務局窓口にて行います。藤沢市のホームページでも公開しますのでダウンロードすることもできます。

（2）参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する事業者の方は、自らが参加資格を有していることをあらかじめ確認の上、次のとおり参加表明を行ってください。

ア 提出書類

内訳	部数	備考
参加表明書（様式1）	1	
法人概要書（様式2）	1	
法人案内等の資料（様式2の添付書類）	1	法人の事業概要が分かるもの
納税証明書の原本（様式2の添付書類）	各1	欄外記載注意事項等のとおり
法人登記簿謄本の写し（様式2の添付書類）	1	参加表明日前3月以内に取得したもの
決算書の写し（様式2の添付書類）	1	直近第1年度決算分の貸借対照表及び損益計算書等
業務受託実績書（様式3）	1	欄外記載注意事項等のとおり
参加表明に係る誓約書（様式4）	1	
業務責任者及び業務担当者届出書	1	様式は任意

（ア）「納税証明書」に関する注意事項等は次のとおりです。

a 次の分類表の○印に該当する納税証明書を提出してください。

税目	市内に事業所がある	市内に事業所がない
法人税	○※ ¹	○※ ¹
消費税及び 地方消費税	○※ ¹	○※ ¹
法人市民税	○	不要
固定資産税	○※ ²	不要

※1 未納のないことの証明でも可（納税証明その3の3）

※2 固定資産がない場合は、無資産証明

- b 法人税、消費税及び地方消費税については、提出する決算書と同じ年度の納税証明書又は未納のないことの証明（納税証明その3の3）を提出してください。
 - c 法人市民税については、提出する決算書又は確定申告書と同じ年度の納税証明書を提出してください。
 - d 固定資産税については、提出する決算書と同じ年度及び翌年度の納期到来分の納税証明書を提出してください。
- (イ) 「納税証明書」及び「法人登記簿謄本の写し」については、「かながわ電子入札共同システム」による令和3・4年度の競争入札参加資格者認定を受けている場合には提出不要です。
- (ウ) 「業務受託実績書（様式3）」は、次のような内容の業務を国内の自治体等から受託した公民連携の実績について記載してください。
- a 特定の公共施設の再整備又は公共施設としての用途廃止後の活用等に係る自治体の基本方針策定支援（基本方針案の策定を含む）
 - b 再整備を行うこととした公共施設又は公共施設としての用途廃止後の施設に係る基本構想策定支援（基本構想案の策定を含む）
 - c 公民連携による本業務に類似した、又は参考となる内容の業務

イ 提出方法等

土日祝日を除く2023年（令和5年）2月6日（月）から2月21日（火）までを受付期間とし、受付期間の午前8時30分から午後5時15分までの開庁時間内に公募選定事務局の窓口へ直接持参するか、公募選定事務局まで到着するよう郵送してください。

ただし、提出書類のうち「法人案内等の資料」及び「決算書の写し」については、電子メールにより提出することができます。電子メールによる提出は、受付期間中であれば時間に制限はありません。

電子メールで提出する書類のファイル形式はPDFとしますが、書面をPDF化する場合は内容が鮮明に読み取れるようにしてください。

なお、提出された書類に関する確認等のために、公募選定事務局から追加の資料等の提出を求める場合があります。

(3) 質問書の提出

公表・配布する実施要領等の内容等に関して質問のある場合は、2023年（令和5年）2月6日（月）から2月21日（火）までの受付期間内に、質問書（様式5）を電子メールにて公募選定事務局へ提出してください。土日祝日を除く受付期間内の開庁時間であれば、書面による窓口への提出又は郵送による提出も受け付けます。

(4) 質問に対する回答

提出された質問書に対する回答は、質問の内容を含めて2023年（令和5年）2月28日（火）までに藤沢市ホームページ上で公開します。

(5) 企画提案書等の提出等

企画提案書等は次のとおり作成し、提出してください。

ア 作成書類

内訳	備考
企画提案書提出届（様式6）	
企画提案書及び資料	別紙2企画提案書作成要領に基づき作成したもの
見積書	様式は任意（業務の内訳及び業務ごとの人工数が分かるもの）

イ 提出方法等

土日祝日を除く2023年（令和5年）2月27日（月）から3月10日（金）までを受付期間とし、受付期間の午前8時30分から午後5時15分までの開庁時間内に公募選定事務局の窓口へ直接持参するか、公募選定事務局まで到着するよう郵送してください。提出部数は次のとおりです。

- | | |
|-------------------|-----------|
| (ア) 企画提案書提出届（様式6） | 正本1部 |
| (イ) 企画提案書及び資料 | 正本1部・写し9部 |
| (ウ) 見積書 | 正本1部 |

ただし、提出書類のうち「企画提案書及び資料」については、電子メールにより提出することができます。電子メールによる提出は、受付期間中であれば時間に制限はなく、書面による写しも必要ありません。ファイル形式はPDFとします。極力他のファイル形式を直接PDFに変換したものとし、書面をPDF化する場合は内容が鮮明に読み取れるようにしてください。

なお、提出された書類に関する確認等のために、公募選定事務局から追加の資料等の提出を求める場合があります。

ウ プレゼンテーション・ヒアリングの実施

企画提案等に関するプレゼンテーションを次のとおり行いますので、提案事業者は必ず参加してください。なお、集合時間等当日の詳細については別途連絡しますが、質疑を含んで1提案事業者当たり40分程度の持ち時間を見込んでいます。

(ア) 期日 2023年（令和5年）3月22日（水）（予定）

(イ) 会場 藤沢市役所本庁舎6－1会議室

（6）企画提案の評価及び受託事業者候補の選定等

ア 企画提案の評価の方法等

企画提案の評価は、提出された見積書についてあらかじめ審査選定事務局が審査を行った上で、業務受託実績書等の書類及び企画提案等に関する提案事業者のプレゼンテーションをもとに、「藤沢市少年の森再整備基本方針及び基本構想策定支援業務受託事業者候補審査選定委員会の設置に関する規程」に基づき設置する「藤沢市少年の森再整備基本方針及び基本構想策定支援業務受託事業者候補審査選定委員会」（以下「審査選定委員会」といいます。）が、別表「藤沢市少年の森再整備基本方針及び基本構想策定支援業務受託事業者候補の選定に係る審査評価基準表」（以下「審査評価基準表」といいます。）に示す各評価項目について評価して行います。

イ 評価項目の配点等

審査評価基準表の各評価項目の配点は、5点を基本とし、3点を標準点とします。なお、合計点の算出に当たり、重要視する評価項目に2倍の係数を設定します。

ウ 受託事業者候補の決定

プレゼンテーション・ヒアリングと同日に開催する審査選定委員会において各委員が評価を行い、公募選定事務局の評価と合わせた評価点の合計が最も高い提案事業者を優先交渉事業者とし、評価点の合計が2番目に高い提案事業者を第2位優先交渉事業者とします。

最も高い評価点の合計が同じ提案事業者が2者以上となる状況が生じた場合には、審査評価基準表の区分2「企画提案書・プレゼンテーションの内容等」の評価項目「(5) 再整備基本方針策定の手順」から「(8) 各手順の設定意図」までの評価点の合計を比較して、点数の高い提案事業者を優先交渉事業者とし、それで

もなお同点となる状況が生じた場合には、見積額を比較して、額の低い提案事業者を優先交渉事業者とします。

また、提案事業者が1者であった場合には、審査選定委員会の委員の過半数が1点又は2点と評価する項目が1項目以上ある場合を除き、当該提案事業者を優先交渉事業者とします。

なお、審査選定委員会は非公開で行います。

(7) 選考結果の通知等

選考結果については、プレゼンテーション・ヒアリングに参加した全提案事業者に対して、2023年（令和5年）3月30日（木）ごろ文書で発送します。

なお、全提案事業者の法人等名を伏せた合計点のみ及び優先交渉事業者名について、藤沢市のホームページで公表します。

また、選考結果の通知後の他法人等や自らの評価点数など選考結果の詳細についての個別の問合せにはお答えできません。

8 優先交渉事業者決定後の手続等

優先交渉事業者の決定後、次のとおり業務の詳細な内容について協議を行うとともに、契約締結の手続を進めるものとします。

(1) 業務の詳細な内容に関する協議

優先交渉事業者と藤沢市は、選考結果の通知後、業務の詳細な内容について提案内容を踏まえた協議を行い、最終的な仕様の決定を行うものとします。この場合において、協議が不調となったときや優先交渉事業者が契約を締結できないときは、藤沢市は、第2位優先交渉事業者と協議を行うものとします。

(2) 契約の締結

業務の詳細な内容に関する協議が整った後、優先交渉事業者と藤沢市は速やかに「藤沢市少年の森再整備基本方針及び基本構想策定支援業務委託」に係る契約締結手続を進めるものとします。契約期間は契約締結の日から2024年（令和6年）12月31日までとします。

(3) 契約が締結できない場合

優先交渉事業者が契約の締結までに、次に掲げる事項のいずれかに該当することとなったときは、契約を締結しません。

ア 正当な理由なくして契約の締結に応じないとき。

イ 財務状況の悪化等により業務の履行が確実でないと認められるとき。

ウ 著しく社会的信用を損なう行為等により、受託者としてふさわしくないと認められるとき。

9 留意事項等

(1) 提案資格の喪失又は提案の無効

次のいずれかに該当することがあらかじめ判明している場合は、提案を行うことができません。提案後に該当することが判明した場合には提案は無効、提案事業者は失格とします。

- ア 提出書類に虚偽の記載があるとき。
- イ 「5 参加資格等」に示す参加資格を満たしていないとき。
- ウ 見積額が「2 委託業務の概要」の「(4) 予算上限額」で藤沢市の示す各年度又は合計の予算上限額を超えているとき。
- エ 2つ以上の提案を行ったとき。
- オ 提案に関して談合等の不正行為があったとき。
- カ 書類の提出期限など、本実施要領等で藤沢市の示す本プロポーザル執行上の要件を満たさないとき。

(2) 提出書類の著作権等

提出された提案書等の著作権については、次のとおり取り扱うものとします。

- ア 提案事業者の提出した書類に著作物が含まれる場合は、その著作権は提案事業者に帰属します。ただし、本プロポーザルによる受託者の審査選定及び手続のために必要な場合は、藤沢市は当該著作物を含む提案書類等を無償で複製使用できるものとします。また、藤沢市が公表等に当たって修正等が必要と判断した場合には、藤沢市は無償で修正等ができるものとします。
- イ 提案事業者から提出された提案書類等については、市民から公開を求められた場合、提案事業者の意見を聞いた上で藤沢市情報公開条例（平成13年藤沢市条例第3号）に基づき公開の可否を判断するものとします。

(3) その他

次に示す事項に留意してください。

- ア 藤沢市に提出された提案書類等は、理由の如何を問わず返却できません。
- イ 提出した提案書類等の内容を受付期間終了後に変更することはできません。
- ウ 本プロポーザルに係る提案等に関して必要となる費用は、すべて提案事業者の負担とします。
- エ 本プロポーザルに参加する提案事業者は、優先交渉事業者決定後において、本実施要領、業務委託仕様書若しくは企画提案書作成要領等の内容に関する不明又は錯誤等を理由とした異議を申し立てることはできないものとします。
- オ 参加表明書の提出後に参加を取りやめる場合は、任意の書式で藤沢市長宛ての辞退届を公募選定事務局まで提出してください。

力 本業務の契約の相手方とは、令和7年度以降の関連業務について随意契約を行う可能性があります。

10 その他（様式等）

次ページ以降に様式及び別表を示します。

様式 1 参加表明書

(様式 1)

年 月 日

藤沢市長（宛先）

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

参 加 表 明 書

藤沢市少年の森再整備基本方針及び基本構想策定業務委託公募型
プロポーザルに参加します。

担当者名

所属

所 在 地

電話番号

F A X 番号

E - M a i l

様式 2 法人概要書

(様式 2)

年 月 日

藤沢市長（宛先）

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

法 人 概 要 書

1 法人概要

法人名	
本事業を実施する本社 又は営業所等の所在地	
資本金	
従業員数	
資格・登録等	

2 添付書類

- (1) 法人の事業概要が分かる法人案内等の資料
- (2) 納税証明書
- (3) 法人登記簿謄本の写し
- (4) 直近第1年度決算分の決算書の写し（貸借対照表及び損益計算書等）

様式 3 業務受託実績書

(様式 3)

業務受託実績書

藤沢市長（宛先）

国内の自治体等が発注した公共施設の再整備や用途廃止後の活用等に係る基本方針又は基本構想策定と同様の業務の受託実績は次のとおりです。

1 事業者としての受託実績

N0	契約年度	発注者	業務名	業務内容
1				
2				
3				
4				
5				

2 業務責任者の業務実績

N0	契約年度	発注者	業務名	業務内容
1				
2				
3				
4				

※直近5年間の実績を中心に記載してください。

※公民連携（PPP）の実績は、本業務に類似した業務以外でも必ず記載してください。

※行が不足する場合は追加してください。

商号又は名称	
担当部署	
担当者名	
連絡先	T E L E-Mail

様式 4 参加表明に係る誓約書

(様式 4)

年 月 日

藤沢市長（宛先）

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

参加表明に係る誓約書

藤沢市少年の森再整備基本方針及び基本構想策定業務委託公募型プロポーザルの参加表明を行うに当たり、藤沢市の示すプロポーザル実施要領等に記載された事項を遵守すると共に参加表明書及びその他の提出書類の内容について、事実に相違がないことを誓約します。

なお、この誓約に違反があった場合には、選定手続から除外されても異議ありません。

以 上

様式 5 質問書

(様式 5)

質問書

藤沢市長（宛先）

藤沢市少年の森再整備基本方針及び基本構想策定業務委託
公募型プロポーザル実施要領等に関するとおり質問します。

資料名		ページ	() ページ
項目名		質問月日	月 日
質問内容			

※質問は、簡潔にまとめて記載してください。

商号又は名称	
担当部署	
担当者名	
連絡先	T E L E-Mail

様式 6 企画提案書提出届

(様式 6)

年 月 日

藤沢市長（宛先）

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

企画提案書提出届

藤沢市少年の森再整備基本方針及び基本構想策定業務委託公募型
プロポーザルに係る企画提案書を別添のとおり提出します。

添付資料

企画提案書

別 表 藤沢市少年の森再整備基本方針及び基本構想策定支援業務受託事業者候補の選定に係る審査評価基準表

区分	評価項目	評価の視点	配点	評価	係数	得点
1 提案事業者の能力等 (公募選定事務局審査)	(1) 見積額	評価点は配点×(最低見積額／見積額) (少数点以下切り捨て)で算出する。見積額が藤沢市の示す各年度又は合計の予算上限額を超える場合は失格とする。	5		1	
2 企画提案書・プレゼンテーションの内容等 (審査選定委員会審査)	(1) 事業者としての業務受託実績	国内の自治体等が発注した同様の業務の受託実績はどうか。	5		1	
	(2) 業務責任者の業務実績	国内の自治体等が発注した同様の業務に従事した実績はどうか。	5		1	
	(3) 業務執行体制・人員配置	業務を適正かつ効率的に履行できるような執行体制・人員配置が明示されているか。	5		1	
	(4) 業務に対する基本的な考え方と取組意欲	業務を取り巻く課題や業務の趣旨を適正に認識し、理解した上で提案となっているか。取組意欲は高いか。	5		2	
	(5) 再整備基本方針策定の手順	業務委託仕様書などの内容を踏まえた適切で納得のいく手順か。基本方針案の策定に当たっては再整備の設計及び再整備後の施設の運営を担うことを想定しているか。	5		2	
	(6) 再整備基本構想策定の手順	業務委託仕様書などの内容を踏まえた適切で納得のいく手順か。基本構想案の策定に当たっては再整備の設計及び再整備後の施設の運営を担うことを想定しているか。	5		2	
	(7) 各手順の内容又はイメージ及び具体的な進め方	各手順の内容又はイメージは分かりやすく納得の行くものか。手順の進め方は適切で無理のないものとなっているか。	5		2	
	(8) 各手順の設定意図	各手順の設定意図は明確で分かりやすく、かつ納得のいくものとなっているか。	5		2	
	(9) それぞれの手順での藤沢市と受託者の役割分担	それぞれの手順での藤沢市と受託者の役割分担は適切か。	5		2	
	(10) 再整備基本方針策定に係る令和5年度のおおむねのスケジュール	令和5年度のスケジュールは市議会や地元への説明などを考慮した現実的なものとなっているか。	5		1	
	(11) 再整備基本構想策定に係る令和6年度のおおむねのスケジュール	令和6年度のスケジュールは市議会や地元への説明などを考慮した現実的なものとなっているか。	5		1	
	(12) 再整備基本方針策定又は再整備基本構想策定に当たって特筆すべき独自の提案	特筆すべき独自の提案があり、評価に値するものか。	5		2	
100点満点						

◎配点基準 たいへん優れている…5点・優れている…4点・普通…3点・やや劣る…2点・劣る…1点
 ◎係数欄 重要視する評価項目に使用（2倍を上限とする）